

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 おはようございます。立憲民主党の階猛です。

前回、短かったのですが、やり取りが不十分な点がありましたので、まず最高裁にその続きを行いたいと思います。

前回指摘したとおり、これだけ判事補の定員が余っている状況が続いていることからすると、昨年、法案で判事補の定員を減員しなかったのは、見通しを誤っていたのではないかと思っております。今後の定員については、我々の意見に耳を傾け、虚心坦懐に、柔軟に検討していくべきではないかと考えます。最高裁としてどのように受け止めるか、お答えをお願いします。

○小野寺最高裁判所長官代理人 お答えいたします。

昨年につきましては、当時の事件状況、充員の見通し等も踏まえまして、判事補の定員は減員し

ないという慎重な判断をしたものであります。昨年の審議の後の充員状況を見ますと、欠員が更に拡大していることは委員御指摘のとおりでございます。

このように、現在員が減少した状況におきましても、事件処理体制に支障は生じておらず、結果として、昨年の時点である程度の判事補定員の減員をしていたとしても差し支えはなかったものと認識しております。

裁判所といたしましては、御指摘を真摯に受け止めまして、裁判官の定員について、今後も、そのときそのときの事件状況、充員状況等をより丁寧に踏まえて検討していきたいと考えております。

また、これまで毎年、定員法として御審議をいただき、附帯決議など、様々な御指摘、御意見をいただいているところでございます。このような様々な御意見を含む諸情勢も考慮しながら、柔軟に、真摯に検討していきたいと考えております。

○階委員 是非よろしく願います。

それと、もう一点、コピペ問題ということを前回取り上げました。今回のこの問題は、裁判所の信用を失墜させかねない重大な問題だと考えております。裁判所全体に関わる問題として、重く受け止めるべきだと考えます。

最高裁として、改めてお尋ねしますが、実態を調査すべきではないか、この点についてお答えください。

○門田最高裁判所長官代理人 お答えいたします。

まず、今回の報道では、最終的に作成する判決書の内容が自分の判断となることについて責任を

持つて検討しているのかという点が問われたものと認識しております。その点に関し、国民の皆様との疑念を生じさせる事態となったことについては、裁判所に対する信頼を揺るがしかねないものとして重く受け止めているところでございます。

他方で、委員から御指摘がありましたような実態の調査ということになりますと、裁判官の判断過程への介入につながりかねないものと思われまして、憲法上保障されている裁判官の独立の観点から、慎重でなければならぬというふうに考えているところでございます。

ただ、そうした中、既に裁判官の間で今回の議論を受けて議論が行われていることとございまして、下級審の裁判官同士の議論におきましては、裁判官の矜持として、争点の実質的に同じであっても、個別事案ごとの当事者の主張、事実関係及び証拠等を踏まえて、裁判官において検討、議論を尽くした上で結論に至るべきものであり、それに基づいて作成する判決の説示内容及び表現も十分に吟味されるべきものであるといった意見が出されていることとあります。このような認識は、裁判所全体として共有されているものと考えております。

最高裁としまして、このような裁判官同士の議論の状況を見守りつつ、必要があれば支援してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 裁判全体への信頼と個々の裁判官の独立、これをどのように調和させていくべきかという悩ましいことなので、私もこれ以上は申し上げませんが、今のお話を聞いてみると、ボトムアップ

プで取り組んでいくという動きもあるようですので、何か進捗がありましたら、是非国会にも御報告をいただければというふうに思っています。

さて、その上で質問に。今日は、法曹志願者の減少についてお尋ねしていきたいと思えます。

まず、今日お配りしている資料一ページ目を御覧になってください。

最高裁に伺いますけれども、この一ページ目のペーパーの冒頭では、これは法務省の作ったペーパーなんです。昨年、法曹志願者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すというくだりがありますよね。このことは、実際、分析をやられたのか。そして、私どもの方にまだ報告がないような気がするんですが、いつ報告するのか。お答えいただけますか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判所といたしましては、法務省及び文部科学省が開催する法曹養成制度改革連絡協議会に参加するなど、関係機関と協力して検討を進めており、また、これまでどのような事情が判事補任官の希望者数に影響しているかについては、検討、分析をしてきたところでございます。

その中で、法曹志願者の減少に顕著な改善傾向が見られないことに伴い、司法試験受験者及び合格者の人数、ひいては司法修習生の人数が減少すれば、一般的には、司法修習生の中で、裁判官に

ふさわしい資質、能力を有し、任官を希望する者の数も減少することにつながり得るものと考えております。

○階委員 従来の答弁をなぞっただけで、新たに必要な分析を行ったとは思えないんですけれども、去年の附帯決議を踏まえて、新たに必要な分析を行ったんですか。その点、結論だけお答えください。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

御指摘の点も踏まえ、実務修習指導の担当者や司法研修所教官、あるいは新任判事補などから事情を聞いたりもしております。

○階委員 では、その事情を聞いた結果についても、取りまとめた上で報告してもらえますか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

今御指摘の点も踏まえ、どのような形でお示しするかも含めて、所要の分析、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○階委員 では、早急にお願いいたします。

それで、議論しているとおり、判事補の欠員が増えて、実員が減っている中で、裁判官の出向者というものはかなり数が多いというふうに言わざるを得ません。

資料の二ページ目、これが、左側には、行政省庁等に勤務している裁判官出身者の人数ということで、行政関係が合計で百七十一人、民間に十四人、弁護士職務経験ということで二十六人という人数が出向しているわけです。これは去年の十二

月一日現在の数字です。その中で特に目立つのが法務省の訟務検事、この数字です。

こうした出向者の数とか出向者の行く先について、必要性とか合理性が果たしてあるのか。特に、訟務検事の数が多くなっているのはなぜなのか。この点について、まずは最高裁からお答えをいただければと思います。

○小野寺最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

司法制度改革におきましては、「多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。」とされております。裁判所といたしまして、同様の考え方の下で、法務省を含めた行政官庁への勤務、民間企業等への研修、弁護士職務経験などを行っているところであり、

委員御指摘のとおり、相当の人数が外部に出向しておりますところ、この中で判事補に相当する年次の者は、毎年おおむね百二十人前後ということになっております。

裁判所といたしましては、引き続き、適正迅速な事件処理と判事補の多様な外部経験の機会の確保を両立していくように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○階委員 訟務検事の数が五十四人となっています。

それで、その中で、五十四人の中で、国を当事者とする裁判で指定代理人、いわば弁護士として

活動する、そういう人が四十二人もいるわけですから。この辺りの出向先は最高裁が決められているんでしょうか。お答えください。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

訟務検事を含みます法務省等への出向につきましては、裁判実務の経験があり、法律に精通している人材としての裁判官の派遣を求める要望を踏まえ、裁判官としての知識経験を生かせるなど、職務内容自体が相当なものであるかどうかなどを検討の上、個別に判断しているところでございます。

○階委員 結論は、最高裁がこの訟務検事の数とか、あるいは、その中でも国の指定代理人として活動する者の数を決めているということではないでしょうか。

○徳岡最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

求めは法務省さんからいただいているところでございます。その中で、どういう形で活動するかということ、最高裁判所が決める立場にはございません。

○階委員 では、法務大臣にお尋ねします。

実は、今、国の代理人として裁判官の人が法廷で活動することについて、この委員会でも議論になりました。要は、裁判官と関わりのある人が法廷に立って国の弁護をするわけですね。そうすると、裁判への信頼が揺らぐのではないかとという問題意識から、過去に、民主党政権のときですけれども、我が方の法務大臣が、この数については減

らしていくという答弁をしまして、実際、平成十二年から平成二十七年にかけて、五十五人だったその数が四十二人まで減少しているんです。

ところが、今日お配りしている資料の二ページ目の右側にあるとおり、それ以降、四十二人からずっと変わっていないんですよ。ですから、政府の答弁を守っていないんじゃないかということ、これは附帯決議でも、度々、この数を減らすようにということを我々決議しているんですね。こういう問題があります。

この点について、やはり大臣のリーダーシップで、今申し上げたような、裁判への信頼を揺るがしかねないという問題意識を持って、減少させることに取り組むべきではないかと考えますが、大臣の見解をお願いします。

○古川国務大臣 お答えいたします。

国の代理人として活動する検察官につきましては、その数に占める裁判官出身者の数の割合が余り多くなるのは問題であるという御指摘を受けたことから、その人数や割合を次第に少なくすることの方針の下で、必要な見直しを継続的に行ってきたものと承知しております。

一方、法曹間の人材交流というものは、それが直ちに、それ自体が御懸念の裁判の公正中立性を害するものに直結するというふうには考えておりません。むしろ、法務省の所掌事務の適正な処理のためですとか、国民の期待と信頼に応え得る多様な豊かな知識経験等を備えた法曹の育成、確保のためにこれは意義があるというふうにも考えられます。

このような観点から、御懸念の、裁判の公正や中立性に疑念を持たれることがあつてはなりませんので、そのようなことにも十分配慮しながら、しかも、先ほど触れていただきましたように、縮小の方針を取っております。平成二十六、二十七年でしたか、そのような、縮小するという方針を念頭に置きつつも、適材適所の配置として裁判官出身者を訟務検事に配置してきたところでございます。

今後、そのような疑念を持たれることのないように配慮しながら、かつ、人材交流を適切に行うということも配慮した上で進めていきたい、その際、縮小の方針を念頭に置きながら進めたいというふうにご考えます。

○階委員 古川大臣にしては歯切れの悪い、官僚的な答弁だったと思います。

私は、ちよつと個人的になりますけれども、弾劾裁判員というのを今拝命してしまして、ちよつと九年ぶりに事件が係属しているんですね。弾劾裁判員で裁判席の方に座っていますと、法廷で、訴追側の国会議員の皆さん、あるいは訴追された人を弁護する弁護士皆さん、両方に知り合いがいて、私自身は公正中立にやろうと思っておりますが、外から見た場合に、何か結託しているとか、あるいはこの人となりがりがあるからこういう判断をするんだらうとか臆測を招いたりとか、何か、我々、本当に、判断したときにそれが信頼されるんだらうかと一抹の不安を覚えているんです。

裁判官の人たちも、もちろん皆さん、ちゃんと公正中立にやろうとは思っていると思うんですよ。

実際やるとは私も信じています。ただし、そういう見え方が国民からされるということ自体が、私は裁判の信頼を揺らがすと思うんです。

ですから、私は、これについては、政府方針に従ってとおっしゃいましたけれども、途中までは従っていたんですが、ここ五年ぐらいはもう全然減っていないんですよ。減らしたとしても、訟務検事には別の仕事があります。裁判の代理人だけではなくて、例えば予防司法支援業務というのはやっていきますよね。私は、この問題について前回予算委員会でも取り上げましたが、予防司法支援制度というのを使って、各省庁で何か法律問題が生じたときに公正中立な立場から法解釈を示すことによって紛争を未然に防ぐといったようなところで裁判官の知見を役立たせるということもありだと思っんです。

法廷に立たせるということは、やはり、本人は真面目にやっけていても国民の疑念を招きかねないということ、これはやはり大臣のリーダーシップで数を減らしていく、これをしっかり約束していただきたいんですが、お願いします。

○古川国務大臣 疑念を持たれてはならない、そういう観点は非常に大事なことだと思います。これは司法そのものに対する信頼に関わることでですから、それは大事な観点で、決してそれをないがしろにするわけではありません。

しかし、先ほど、四十二人から減っていないというところでございましたけれども、一方で、複雑化、困難化している訟務事件等の適正な遂行には、やはり、法律に精通し、訴訟手続等の専門家であ

る裁判官出身の実務経験を有する者を活用することが必要であるということ、国民の期待と信頼に応え得る多様で豊かな知識経験を備えた法曹の育成、確保が必要であることなどの理由から、そういう理由をもってこの四十二名が必要だというような実態的な理由があるというふうに考えております。この四十二人が減ってはいないんですけども、それが必要なだけの理由があるというふうに判断をいたしております。

ですから、委員が御懸念のように、疑念を持たれてはならないということはまさにそのとおりです。ですから、そこに配慮はするのですけれども、一方で、今申し上げたような要請にも応えていかなければならない。このバランスといえますか、そこを見極めながら進めていきたいと考えています。

○階委員 法律実務に精通した方であれば弁護士にもいます。これは弁護士じゃなぜ駄目なんですか。お答えください。

○古川国務大臣 まあしかし、それは裁判所判事との、裁判官との人事交流という全体的な関わりの中で、国の代理人、指定代理人というものが、その経験の内容等において、知識や経験を豊かにする上で大事な内容を含んでいるということもありますから、ここは大事なことじゃないかなと考えております。

○階委員 だから、人事交流をする上で、さっき言ったような予防司法支援制度の中で働いてもらうということもこれからはやっていくべきだと思われ、何もこの訴訟代理人でなくちゃいけないというところにこだわる必要はないと思うんですね。

その点をやはりゼロベースで考えていった方がいいんじゃないでしょうか。

○古川国務大臣 望ましい姿、あるべき姿というものについては、やはり将来に向けて柔軟に考えていく必要があると思います。何も固定的に考えているわけではありません。

今申し上げたように、やはり適正なバランスだとかというのは大事だと思っております。

○階委員 では、この点、最後に、四十二人を減らすということをお約束していただけませんか。

○古川国務大臣 今申し上げたように、様々な総合的なバランスを考えながら今四十二人ということになっておるわけです。状況が今後どうなっていくかということにもよりますので、今ここで断定的に減らしますということをお約束というのは難しいと思います。

○階委員 この後、附帯決議にもこの点がうたわれる予定ですので、是非その重みをかみしめていただいで、正しい方向に持っていただいで、よろしくお願ひします。

さて、法曹人口の減少につながる法曹志願者の減少、これが著しく進んでいるわけです。

三ページを御覧になってください。これは「司法試験及び司法試験予備試験の受験者の推移」ということで、平成三年から直近まで、緑の折れ線グラフが司法試験の受験者数です。途中まで見ますと、コロナの新規感染者の波のようですけれども、このマッターホルン型が今の司法試験の受験者の在り方です。ピーク時に比べると十分の一以下です。ここでは一番最後のところが

令和三年ですけれども、令和四年、今年の受験者は更に減りそうです。まだ試験は行われていませんので志願者ということなんですが、志願者ベースで三千三百六十七人ということで、もう既に志願者の段階で昨年の受験者よりも減っている、こういうことであります。

一方、平成二十三年から始まる紫の折れ線グラフ、これは予備試験の受験者数です。緑の線と組み合わせて見ますと、日本の財政状況のようにワニの口が開きつつあるんですね。

ちなみに、令和四年も、緑の方は一万六千四百十五人。これは志願者ベースですけれども、より一層、ワニの口が開くような方向になっています。なぜこうなるかといえば、法科大学院に入って時間とお金をかけることに見合うだけの法曹の魅力がなくなっているということ、若者に聞きますと言われます。要は、若者の言葉で言うとコスパが悪いということと言われるわけです。

そういうコスパが悪い状況にあつて、法科大学院に入らないとなかなか司法試験が受けられないということ、予備試験に受かって司法試験に臨む、その人数はすごく狭き門になっているんですね。その結果、予備試験の人数、受験者の数はどんどん増えていても、予備試験を通じて司法試験に臨む人が少ないので緑の線はどんどん減ってきている、こういうこともあるわけです。

このままいくと、司法試験の受験者、法曹志願者がどんどん減って、我が国の様々などところに影響を及ぼしかねないと思っています。これは大臣の言葉で、こうしたことについてどのように大局

的見地から考えられるのか、お答えいただだけますか。

○古川国務大臣 法曹志願者数の減少については、これは大変重く受け止めております。委員もかねてよりこの点について重大な懸念を持たれて、本委員会においても度々御指摘をされているところでございます。

世の中がどんどん複雑化、高度化していく中で、やはり法曹あるいは法務、司法そのものに対するニーズというのは、これは非常に高まってきているのだと思います。実際、例えば、企業法務のみならず、児童福祉や高齢者福祉、教育行政など様々な分野に法曹に対する需要というものが広がっていくわけですし、そして、今後の社会におきまして、これは国内外問わずですけれども、やはり法曹の存在というものが非常に大きな役割を持つということ、これはもう断言できると思います。

その意味で、法曹が、志願者が減ってきているというこの事実に対して委員が大変懸念を持たれるのはもつともなことでありまして、私も問題意識を共有いたします。

その上で、司法制度改革におきまして、やはり将来的にしっかりと法曹を養成する、あるいは人員を確保するということが盛り込まれた上での、これまでも、累次の改革といえますか見直しといえますか、そういうことが重ねられてきた、今その途上にあるんだと思います。

しかし、なお、今御指摘をいただいたような数字に表れた状況、こういうことがあるということを見ますと、やはり本来の、私たちが望ましいと

思っている方向になかなか事態が進んでいない、これはまた事実だと思っています。

様々、今、試行錯誤を重ねながらも、やはり望ましい姿を追求していく、こういう状況にあるというふうにご検討しております。

○階委員 私も弁護士ですけれども、弁護士は、自由と正義、人権、これを守ることを使命としているわけですね。

今まさにウクライナでは、自由や正義や人権が踏みまじられている状況なわけです。これは決して対岸の火事ではなくて、我が国も、いつそういう状況になるとも限りません。そういうときに、もし為政者が暴走したりして国民の人権や自由や正義が踏みまじられようとするときに、立ち上がらなくてはならないのが法曹だと思います。

その法曹がどんどん日本で少なくなっているということは、国民の自由や人権、そして正義というものがどんどん損なわれかねない、そういう危うい状況がつけられつつあるということだと思えます。

まさに国際状況を見たとして、そういう思いを是非大臣にも共有していただきたいと思います。今日、まずは、まずは実態をお伝えした上で、その上何をすべきかということをお尋ねしていきたいと思えます。

まず、法曹の質がどうかということ、法曹志願者が減っていく中で調査してくれということ、昨年、附帯決議でお願いしました。ようやくこの法案の審議直前に資料はいただいたんですけども、ちよつと中身が中途半端だったと思っ

ています。

また、そういうことを議論する場である関係者の協議会、この中でどういう議論がされたのか。昨日、担当者に聞いても、去年の七月に議論されたということなんですが、そのときの議事概要がいまだにできてこないというところでもない状況なんです。本当に法曹志願者の減少について真面目に考えているんだろうかというふうに思うわけです。

そうしたことについて、やはり調査、改めて必要な調査、これをしっかりやるということをお約束いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○古川国務大臣 今回実施しました調査は、法的支援等が必要とされている主要な分野における法曹、特に弁護士活動内容に着目をして、それぞれの分野に具体的にどのようなニーズがあつて、そのニーズに対し法曹がどのような活動をし、その活動が利用者や関係者からどのように評価されているかという観点から調査分析をして、法曹の質に関する検証を行ったという内容のものでございます。

利用者等の評価という観点から検証した内容になつておりまして、確かに、いわば、今回、この一面だけ、いわば一つの切り口としてこういう調査をしたということになるわけでございまして、委員がこれは不十分ではないかというふうに思われました、委員が望ましいと思われている調査方法というのが幾つかあるのかも分かりませんが、でも、それを必ずしも否定するわけではありませ

ん。ただ、今回の調査におきましては、今申し上げたように、利用者の評価ということを中心に検証を進めたものであります。

コロナということもあつたりしまして、やはりある程度活動が制約される状況の中で、アンケートですとかというようものを中心に調査を進めたというふうに報告を受けております。

○階委員 利用者から見た法曹の評価ということをお調べたということなんですが、利用者が過去の法曹と現在の法曹、両方を見た上で、質が下がっているのか上がっているのか、維持されているのか、これを答えるのであればまだ分かると思うんですが、過去の法曹を評価した利用者も現在の法曹を評価した利用者、回答している人が違うんです。だとすると、余り意味がないというふうに思っています。そういうことも踏まえて、改めて調査というものを考えていただきたい。

やはり、どう考えても、昔は司法試験つて二%とか三%しか合格しない試験だ、同年代だからよく分かると思います。司法試験を受ける人はよっぽどの変わり者か大天才かどっちかだという時代でした。今や、司法試験、受ければ、四割ぐらいは受かつちやうという試験なんです。普通はそれだったら質は下がるというのは当然だと私は思いますけれども、そういう観点で、やはり質がどうなのかということは調べていかなくちやいけな

らうと。私も、定性的な評価ですけれども、やはりいろいろなところで質が下がっているという話は聞きます。なので、大臣、ここについても、ちゃん

とリーダーシップを發揮して、調査をしていただければと思います。

実は、さつき、司法試験の志願者が減っているということなんですが、そこに至るまでの過程で、大学の法学部、この志願者も、実は、三プラス二という法曹養成コースというのを設けた割には減っていたりするんですね。これもゆゆしき状況だと思つています。

こうしたことが続くと、どんどん法曹養成が先細りになつちやうということ、ここは、法科大学院のみならず、その手前の段階、法学部の受験生の動向などについても、文科省と連携しながら、どうやって底上げしていくかということを取り組んでいただければと思います。

ちよつと質問を飛びまして、通告している七番の質問に移っていくんですが、予備試験の合格者と法科大学院修了者、この二つが司法試験の受験者となるわけです。ところが、同じ試験を受ける二つのカテゴリーの中で、合格率が大きく違うという問題があります。

お配りしている資料の五ページ目、御覧になつていただきたいと思います。全体の合格率というのが上段の表の左側、ちよつと太枠で囲んでいる部分。今申し上げたとおり、直近で司法試験の合格率は四一・五%です。そのうち、ロースクールを終えて受験した人の合格率は三四・六二%、予備試験に合格して司法試験に受かった人は何と九三・五%です。物すごい合格率の差があるわけですね。

このことについて、大臣、ゆゆしき問題だとは

思いませんか。お答えください。

○古川国務大臣 これは平成二十七年でしたか、改革推進会議の、そこで閣議決定された文書だったと思いますが、その中で、やはり両者の合格率が大体均衡するようにというようなことが規定されておったと思います。

そういうことを目指して一連の改革は進められているものというふうに承知しておりますけれども、ただ、そのとおりに承知しておりませんが、これは委員の御指摘のとおりでございます。

○階委員 今、閣議決定、平成二十七年とおっしゃいましたけれども、それ以前に法律にも抵触しているということなんです。

六ページ目、これは司法試験法から抜粋したところなんです。第五条というところを見ていただければと思います。「司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者」。これは、第四条を見ますと、法科大学院を修了した者という意味なんです。

要は、司法試験予備試験を受ける場合に、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することが司法試験の予備試験の目的だということになっていきますね。同等の学識等々となつていくわけで、本来、同等の学識等々であれば、合格率も予備試験に受かった人と法科大学院を修了した人と同じぐらいにならないとおかしいわけですね。

この異常な状態を招いていることによって何が生じているかというと、次の質問なんです。予

備試験の人は、さっき言ったように受験者は多いんですが、予備試験合格者は四百人ぐらいしかいません。一方で、政府は合格者の枠を千五百人めどどいうことに定めています。四百人が予備試験枠、予備試験合格者の枠、残り千百人が、今年千八百人ぐらいしか入らない法科大学院修了者の枠なんです。

いいですか。片や、一万何千人受けて四百人しか通らない予備試験、これを何とか通って司法試験を受けると、一〇〇%に近い確率で司法試験に合格する。他方で、法科大学院は、二千人も入らない法科大学院の方々が毎年千百人の枠を与えられて、千百人の合格枠に二千人の中から入るという非常に緩い制度になっているわけです。

要するに、受験機会、合格する機会、これが両者の間で大きく違いがあるわけで、これを是正しないと、とてもではないけれども、司法試験の受験機会の平等であるとか公正さが保たれないと思わなければならない、こうした状況を改善する、もしお考えがあれば、具体策とともにお答えください。

○古川国務大臣 御指摘のとおり、両者において合格率に相当な開きが出ているというのは、これはもう一目瞭然でありますし、それが司法試験法第五条の期待する姿ではない状態であるということもおっしゃるとおりです。これを均衡させる、均衡した姿がやはり望ましいということについては全くそのとおりでございます。

では、どのようにしてそれを実現するかというそのアプローチとしてなのでございますが、法科

大学院修了資格者の合格率を高めていくということが一つのアプローチだと、私は大事なアプローチだと思っております。それはこれまでも集中的な、平成二十七年かな、これはまた、ちよつと……（階委員「いいです、いいです。そこは大丈夫です」と呼ぶ）続けます。

法科大学院の集中的な改革を含めて、その後、改革推進法で踏ったつけ、改革法ですね、あそこに基づいた手順を踏んで鋭意進めている、改革を進めているのは御存じのとおりです。そして、来年から新たな三足す二を含め、法科大学院の在学生であっても受験資格が得られるとか、そういう幾つかの改革を実行している段階、今、途上にあるわけです。

これはやはり結果を見てみなきゃ何とも言えないところもございまして、このようにして、やはりあるべき姿に近づける、つまり合格率が均衡するように、そういう方向を目指して、法科大学院修了者の合格率を上げていくということを目標に今進めているところです。

累積合格率も七割ぐらいになってきているというふうにも聞いていますし、方向としてはあるべき方向に向かっていっているのではないかと認識しているところなんです。

○階委員 終わりますけれども、合格率が上がっているのは枠が確保されているからだというふうにも言えるわけです。納得できる形で合格率を上げる一つの方法は、法科大学院を修了するときに予備試験を受けさせればいいんです。予備試験を受かった上で司法試験を受けるということであれ

ば、合格率はちゃんとそろろう。これは合理的なやり方だと思えます。それも選択肢に置いた上で、いろいろ御検討いただければと思えます。

終わります。

○古川国務大臣　ごめんなさい。ちよつと訂正があります。

私、先ほど、平成二十七年の閣議というふうに申し上げましたけれども、これは平成二十一年の誤りでした。申し訳ありません。訂正させていただきます。